26 日 獣 発 第 70 号
平 成 26 年 6 月 9 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律」の施行について

このことについて、平成 26 年 5 月 30 日付け環自野発第 1405305 号をもって、環境省自然環境局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けて、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令 43 号）」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 17 号）」等が制定され、平成 26 年 6 月 1 日から施行されること、②改正内容については、（ア）広告に関する規制の強化、（イ）登録関係事務手続の改善の 2 点であり、詳細は別紙を参照されたいこと、の 2 点について、了知の上、本会会員へ周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　笹川
TEL　03－3475－1601

写

環自野発第 1405305 号
平成 26 年 5 月 30 日

公益社団法人日本獣医師会　　御中

環境省自然環境局長

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の
一部を改正する法律の施行について

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 37 号。以下「法」という。）は平成 25 年 6 月 12 日に公布され、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 26 年政令第 42 号）により、平成 26 年 6 月 1 日から施行（一部の規定は公布の日及び公布の日から起算して 20 日を経過した日からそれぞれ施行。平成 25 年 6 月 27 日付け環自野発第 1306274 号で通知済。）されることとなりました。

法の施行に向けて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 43 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 17 号）等が制定され、平成 26 年 6 月 1 日から施行されます。

平成 26 年 6 月 1 日に施行される改正内容は下記に掲げる項目のとおりです。詳細については、別紙を御参照ください。

つきましては、本改正について御承知願うとともに、貴会会員への周知方お願いいたします。

記

（1）広告に関する規制の強化
（2）登録関係事務手続の改善

公益社団法人日本獣医師会
受付
26. 6. -3
第 134 号

添付資料一覧

○官報写し

○改正の概要

○改正の概要ポンチ絵

○新旧対照表

【問合せ先】
環境省自然環境局　野生生物課
担当：尼子、高辻
電話０３－５５２１－８２８３
FAX ０３－３５８１－７０９０

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○電気関係報告規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二九）　一
○原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令（経済産業・原子力規制委一）　二
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一七）

〔告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一七四）　五

〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十六年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　七

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
日本放送協会入札、型式住宅部分等製造者の認証、企業年金基金変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　二五
会社その他
会社決算公告　四三

省令

○経済産業省令第二十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十八条第一項及び第百六条の規定に基づき、電気関係報告規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日　経済産業大臣　茂木　敏充

電気関係報告規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令

（電気関係報告規則の一部改正）

第一条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第十五号の二中「第十七号の二」を「第十七号の二の三」に、同表第十七号中「、第四号若しくは第六号」を「若しくは第四号」に改め、同表第十七号の二を同表第十七号の二の三とし、同表第十七号の次に次の二号を加える。

十七の二　騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置され、又は変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合	廃止の後遅滞なく	当該廃止に係る事項	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十七の二の二　振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合	廃止の後遅滞なく	当該廃止に係る事項	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

（電気事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四第七号中「の設置」の下に「（特定施設の種類ごとの数を当該特定施設の種類について直近に届け出た数の二倍以内の数に増加する場合を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令
原子力規制委員会規則第一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第百六条の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日　経済産業大臣　茂木　敏充
原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令

（原子力発電工作物の保安に関する命令の一部改正）

第一条　原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「工事の種類　事前出を要するもの」を「工事の種類　事前届出を要するもの」に改め、同表第六号中「の設置」の下に「（特定施設の種類ごとの数を当該特定施設の種類について直近に届け出た数の二倍以内の数に増加する場合を除く。）」を加える。

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第二条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十号中「、第六号若しくは第七号」を「若しくは第六号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十の二　騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	廃止の後遅延なく	当該廃止に係る事項
二十の三　振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	廃止の後遅延なく	当該廃止に係る事項

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行に伴い、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日　　環境大臣　石原　伸晃

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの（国の機関又は地方公共団体が譲受け又は引取りをする場合にあっては環境大臣に通知したもの）に限る。）」を削り、同項第六号リを削り、同条第二項第一号中「（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの（公立の大学が譲受け又は引取りをする場合にあっては環境大臣に通知したもの）に限る。）」を削り、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合

第五条第二項第三号中「以下この号」を「第三項」に改め、「（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの（公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては環境大臣に通知したもの）に限る。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たものに限る。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第四章の規定による業務に伴って譲渡し等をする場合

第五条に次の一項を加える。

3　第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

第十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「法第二十条第二項」に改め、同項第一号ロ中「又は第四項」を「、第六項、第七項又は第八項」に改め、「により交付」の下に「、書換交付」を加え、同項を同条第一項とし、同条第四項中「法第二十条第四項」を「法第二十条第八項」に、「申請書を」を「申請書に、当該再交付を受けようとする個体等の写真を添えて、これを」に改め、同項第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に、「主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」を「その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」に改め、同項第二号ハを次のように改める。

ハ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

第十一条第四項第二号に次のように加える。

ニ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別

ホ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

第十一条第四項を同条第八項とし、同条第三項を次のように改め、同項を同条第四項とする。

4　法第二十条第四項の環境省令で定める様式は、様式第四のとおりとする。

第十一条第一項の次に次の二項を加える。

2　環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）は、法第二十条第二項の規定により登録の申請をした者に対し、同項の申請書及び前項の書類のほか、同条第一項に規定する登録要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　法第二十条第二項第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録をしようとする個体等に係る次に掲げる事項

イ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

ロ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

ハ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別

ニ　主な特徴

ホ　所在地

二　登録の対象となる要件
三　個体等の管理者が所有者と異なる場合にあっては、当該個体等の管理者の氏名及び住所

第十一条第四項の次に次の三項を加える。

5　法第二十条第四項第三号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別
二　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別
三　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

6　法第二十条第五項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。
一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
イ　登録記号番号
ロ　変更後の個体の器官、個体の加工品又は個体の器官の加工品の区分
ハ　変更後に個体の加工品である場合にあっては、変更後のはく製又はその他の個体の加工品の別
ニ　変更後に個体の器官又は個体の器官の加工品である場合にあっては、変更後のその名称
ホ　主な特徴

7　法第二十条第七項の規定による書換交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該書換交付を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。
一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
イ　登録記号番号
ロ　登録票の書換の内容
ハ　登録票の書換を必要とする理由

第十一条に次の一項を加える。

9　法第二十条第二項及び前三項の規定による申請書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。

第十一条の二及び第十一条の三を次のように改める。

（氏名等の変更の届出）

第十一条の二　法第二十条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。
一　変更が生じた事項に係る次に掲げる事項
イ　変更後の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
ロ　変更が生じた年月日
二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
イ　登録記号番号
ロ　種名
ハ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別
ニ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別
ホ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

2　前項の規定による届出書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（広告の表示事項）

第十一条の三　法第二十一条第二項の環境省令で定める事項は、登録記号番号とする。

第十一条の四及び第十一条の五を削る。

第十二条中「法第二十一条第四項」を「法第二十一条第五項」に改め、同条第二号ハを次のように改める。
ハ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

第十二条第二号に次のように加える。
ニ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別
ホ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

第十二条に次の一項を加える。

2　第十一条第九項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。

第十二条の二を削る。

第十四条第一項第一号中「同定する」を「確認する」に改める。

第三十七条第一項第一号ロ中「（捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知したものに限る。）」を削り、同条に次の一項を加える。

3　第一項第一号ロに規定する捕獲等をした者は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。

様式第三の裏面中「若しくは陳列」を「、陳列若しくは広告」に、「陳列を」を「陳列若しくは広告を」に改める。

様式様四を次のように改める。

様式第4（第11条関係）

（表）

国際希少野生動植物種登録票

（個体　個体の加工品　個体の器官　個体の器官の加工品）

登録記号番号　第　一　号

登録を受けた国際希少野生動植物種	種名	
	区分又は名称	
	登録時（　年　月　日）における主な特徴	
備考		

（写真）

年　月　日交付

環境大臣　印

（登録機関代表者）

（裏）

注　意

1　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体、個体の加工品、個体の器官、個体の器官の加工品（以下「個体等」という。）は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票を備え付け、広告をする時は登録を受けていること及び登録記号番号を表示しなければならない。

2　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し等は、その個体等に係る登録票とともにしなければならない。

3　登録票は、その登録票に係る国際希少野生動植物種の個体等とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。

4　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更を生じたときは、30日以内に環境大臣（登録を行った登録機関がある場合は当該登録機関、登録を行った登録機関がない場合であって他の登録機関があるときは当該登録機関。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。

5　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者は、30日以内に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

6　登録票は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときには、30日以内に環境大臣に返納しなければならない。

(1)　登録票に係る国際希少野生動植物種の個体等を占有しないこととなった場合（登録票とともにその登録票に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）

(2)　個体等の区分に変更を生じ、変更登録の申請をしない場合

(3)　登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

7　以上の事項に違反した場合には、法により罰金の刑に処せられることとなる。

備考　1　個体、個体の加工品、個体の器官及び個体の器官の加工品の別は該当する項目を選択する。

2　再交付された登録票については、備考欄にその旨を記載する。

3　哺乳綱、爬虫綱及び両生綱の生きている個体及び個体の加工品並びに全ての種の個体の器官及び個体の器官の加工品には写真を付す。

4　登録票の用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横10センチメートルとする。

様式様四の二から様式様四の四までを削る。

附　則

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔最高裁規則〕
○指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則を廃止する等の規則（最高裁五）　二

〔省令〕
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令（環境五）　二
○特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（同六）　二
○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一八）　二

〔規則〕
○会計検査院退職手当審査会規則の一部を改正する規則（会計検査院六）　二

〔告示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委三〇）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録をした者を公告する件（同三一）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（同三二）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務二五二、二五三）　三
○日本国に帰化を許可する件（同二五四）　三
○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の加入国の日本国による加入受け入れに関する件（外務一七九）　三
○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約へのイラク共和国の加入に関する件（同一八〇）　四
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの輸入数量を告示する件（財務一七五）　四
○平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同一七六）　四
○平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同一七七）　四
○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十六年度における発動基準数量を定める件（同一七八）　四
○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十六年度における発動基準数量を定める件（同一七九）　四
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（厚生労働二四二）　五
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同二四三）　五
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二四四）　五
○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号八及び第二号ロの機械器具並びに第一号二及び第二号八の算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する件（経済産業一二五）　六
○小型特殊自動車の型式を認定した件（国土交通六三五～六三九）　六
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同六四〇～六四四）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六四五）　七
○動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件の一部を改正する件（環境七〇）　七
○道路に関する件（東北地方整備局九九）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（同一〇〇）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同一〇一）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二七五）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一〇一、一〇二）　八
○道路に関する件（四国地方整備局五二）　八
○道路に関する件（北海道開発局八五、八六）　九

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　一〇

〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一一
国家試験
第五十六回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（原子力規制委員会）　一一
第四十六回核燃料取扱主任者試験合格者（同）　一一

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、証票無効、公示送達、北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可、行政手続法第十五条第三項の規定関係　三

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　四

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　七

会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則を廃止する等の規則を次のように定める。

平成二十六年五月三十日　最高裁判所

指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則を廃止する等の規則

（指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則の廃止）

第一条　指定職俸給表の準用を受ける職員の俸給月額に関する規則（昭和四十八年最高裁判所規則第八号）は、廃止する。

（裁判所職員退職手当審査会規則の一部改正）

第二条　裁判所職員退職手当審査会規則（平成二十一年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）及び第三条中「第十八条第六項」を「第十九条第六項」に改める。

附　則

この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

○経済産業省・環境省令第五号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十二条の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令（平成五年総理府・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式の裏面中「若しくは陳列」を「、陳列若しくは広告」に、「陳列を」を「陳列若しくは広告を」に改める。

附　則

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

○経済産業省・環境省令第六号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の七第五項の規定に基づき、特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成七年総理府・通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「フレキシブルディスク」を「光ディスク」に改め、同条中「については、」の下に「環境大臣及び経済産業大臣（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）が支障がないと認めた場合に限り、」を加え、「フレキシブルディスク及び様式第三のフレキシブルディスク提出書」を「光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」に改める。

第十二条から第十四条までを削り、第十五条を第十二条とし、第十六条から第二十条までを三条ずつ繰り上げる。

第二十一条中「様式第四」を「様式第三」に改め、同条を第十八条とする。

様式第三を削り、様式第四中「第21条第2項」を「第18条第2項」に改め、同様式を様式第三とする。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年五月三十日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一九九七	大友　寛助	二六、五、一三	本人からの申請

附　則

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

○環境省令第十八号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日　環境大臣　石原　伸晃

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「ねこ」を「猫」に、「平成二十六年五月三十一日」を「平成三十八年五月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第六号

会計検査院退職手当審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年五月三十日　会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院退職手当審査会規則の一部を改正する規則

会計検査院退職手当審査会規則（平成二十一年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十八条第七項」を「第十九条第七項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律等の概要について（平成26年6月1日施行分）

※次に掲げる法令については、それぞれ以下のとおりの略称を用いることとする。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）：法
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号）：政令
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成5年総理府令第9号）：規則

■改正の内容

1．広告に関する規制の強化

希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下「個体等」という。）は、譲渡し等につながる前段階の行為の規制として、原則として販売又は頒布をする目的での陳列が禁止されており（法第17条）、登録又は事前登録（以下「登録等」という。）を受けた国際希少野生動植物種の個体等は陳列が認められるが、陳列をする時はその個体等に係る登録票又は事前登録済証（以下「登録票等」という。）を備え付けておかなければならないとされている（法第21条第1項）。

近年では、販売又は頒布の目的でインターネット上又は紙媒体で広告することも一般的に多く行われていることから、陳列と同等の譲渡し等につながる前段階の行為であるものとして禁止し、登録等を受けた個体等の広告は認めることとし（法第17条）、その場合には、その個体等について登録等を受けていることを表示しなければならないこととする（法第21条第2項）。

広告に際しては、法第21条第2項に規定する登録等を受けていることに加え、登録記号番号を表示しなければならないこととする（規則第11条の3）。

2．登録関係事務手続の改善

譲渡し等を行うことが可能である国際希少野生動植物種の個体等に対し交付される登録票について、登録票と個体等の対応関係が明確である必要があるため、その記載事項に変更が生じた場合（生体（個体）からはく製（個体の加工品）への区分の変更等）は、変更の手続を行う必要がある。しかし、記載事項の変更の手続について法律上の規定がなかったため、登録票の記載事項の変更に係る変更登録及び書換交付の手続、併せて占有者の住所等の変更があった場合の届出並びに区分変更をした場合の返納等を新たに規定する（法第20条、第22条及び第29条）。

（1）登録及び再交付について

①登録の申請における書類の提出（規則第11条第2項）

環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）は、登録要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができることとする。

②登録票の様式（規則第11条第４項）

法の改正により、登録を受ける個体等について、「個体」、「個体の器官」、「個体の加工品」及び「個体の器官の加工品」と区分することとなったこと踏まえ、登録票の様式を改正する。

また、哺乳綱、爬虫綱及び両生綱の生きている個体及び個体の加工品並びに全ての器官及び器官の加工品に係る登録票には、写真を付すこととする。

③登録票の記載事項（法第20条第４項及び規則第11条第５項）

登録票には以下の事項を記載することとする。

a　登録をした個体等の種名
b　登録をした個体等の形態、大きさその他の主な特徴
c　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別
d　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別
e　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

④再交付の申請における書類の提出（規則第11条第８項）

法第20条第８項の規定による再交付の申請に際しても、再交付を受けようとする個体等の写真を添えることとする。

⑤電子的な手法による申請（規則第11条第９項）

登録及び再交付の申請書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、申請書に記載すべきこととされている事項を記載した光ディスク等を提出することにより行うことができることとする。

⑥手数料の見直しについて（政令第５条第１号、第２号及び第４号）

登録及び再交付の申請に関する手数料について見直しを行い、実費を勘案し、以下の額に改定する。

a　個体等（bに掲げる器官を除く。）についての登録　3,200円
b　別表第六のロクソドンタ・アフリカナ（アフリカゾウ）の項に掲げる個体等のうち牙（平成26年６月１日以後に本邦に輸入されたものに限る。）についての登録　1,600円
c　登録票の再交付　1,500円

（２）変更登録について

登録を受けた個体をはく製（個体の加工品）に加工した場合等の個体等の区分に変更を生じた場合、適法な出自の個体等であることに変更はないものの、登録票に記載された区分と合致していないことにより流通過程において登録票に対応する個体等であるかの確認が困難になるおそれがあるため、登録票として十分な有効性を有しているとはいえないと考えられる。したがって、区分に変更を生じた個体等について占有者が引き続き陳列、広告又は譲渡し等を行う意思がある場合には、登録票の有効性を補完させるために、変更登録を受けることができることとする（法第20条第５項）。

また、変更登録の申請を行わない場合は、不要となった登録票が流用される事態を防止するため、変更を生じた日から起算して30日を経過する日までに、登録票を返納しなければならないこととする（法第22条第1項第2号）。

変更登録の申請は、以下の事項を記載した申請書に登録票及び写真を添えて提出することとする（規則第11条第6項）。

①申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

a　登録記号番号

b　変更後の個体の器官、個体の加工品又は個体の器官の加工品の区分

c　変更後に個体の加工品である場合にあっては、変更後のはく製又はその他の個体の加工品の別

d　変更後に個体の器官又は個体の器官の加工品である場合にあっては、変更後のその名称

e　主な特徴

申請書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、申請書に記載すべきこととされている事項を記載した光ディスク等を提出することにより行うことができることとする（規則第11条第9項）。

また、変更登録の手数料として、1,500円を納めなければならない（政令第5条第3号）。

（3）登録票の書換交付について

成長により登録票に記載されている体長より大きくなった場合等の記載事項に変更が生じた場合、適法な出自の個体等であることに変更はなく、登録票に記載された区分内において想定されうる範囲の変更であることから登録票に対応する個体等であるかの確認が可能であり、登録票として十分な有効性を有していると考えられる。そのため、記載事項の変更を義務付ける必要はないが、個体等と登録票との対応関係をより明確にしたいという占有者の要請を排除するものではなく、登録票の書換交付を受けることができることとする（法第20条第7項）。

書換交付の申請は、以下の事項を記載した申請書に登録票及び写真を添えて提出することとする（規則第11条第7項）。

①申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

a　登録記号番号

b　登録票の書換の内容

c　登録票の書換を必要とする理由

申請書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、申請書に記載すべきこととされている事項を記載した光ディスク等を提出することにより行うことができることとする（規則第11条第9項）。

また、登録票の書換交付の手数料として、1,500円を納めなければならない（政令第5条第3号）。

（4）氏名等の変更の届出について

登録票に係る個体等の占有者は、登録申請の際又は当該個体等の譲受け等の届出の際に、氏名等を明らかにすることとなっているが、氏名等に変更があった場合の手続が規定されていなかったため、占有者の氏名等の変更を生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三十日を経過する日までの間に届け出なければならないこととした（法第20条第9項）。

氏名等の変更の届出は、以下の事項を記載した届出書を提出することとする（規則第11条の2第1項）。

①変更が生じた事項に係る次に掲げる事項

a　変更後の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

b　変更が生じた年月日

②登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

a　登録記号番号

b　種名

c　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

d　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別

e　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

氏名等の変更の届出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができることとする（規則第11条の2第2項）。

3．その他

譲渡し等の禁止の適用除外とする場合として、以下を追加する（規則第5条第2項）。

①獣医師の業務に伴って譲渡し等をする場合

②非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合

なお、②の場合には、譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後30日以内に環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

規則における電子的な手法による申請の見直しを踏まえ、特定国際種事業に係る

届出等に関する省令（平成７年総理府・通商産業省令第２号）に定める手続においても同様に、適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の申請に際して、環境大臣及び経済産業大臣（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）が支障がないと認めた場合に限り、申請書に記載すべきこととされている事項を記載した光ディスク等を提出することにより行うことができることとする（第11条）。

その他、法改正による条項移動に伴い、規則及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令（平成５年総理府・通商産業省令第１号）について、所要の改正を行うものとする。

※絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

種の保存法※が改正されました。

平成26年6月1日から新たな規制・手続きが始まります。

スローロリス

イニホーラリクガメ
（通称ヘサキリクガメ）

希少野生動植物種

指定種類数：777種類（H26.5現在）

①インターネット等での広告も新たに規制されます。

- 販売又は頒布の目的で希少野生動植物種の個体等を広告することも、従来の陳列と同様に規制対象となります。
- 登録票のある国際希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布の目的で広告する場合には、登録を受けていること及び登録記号番号を明示しなければならなくなります。

違反 ⇨ ×30万円以下の罰金

インターネットでの掲載

紙での掲載

②新しい手続きが始まります。

- 登録票に記載された区分（例：生体（個体）→はく製（個体の加工品））に変更を生じた場合、登録票を返納するか、変更登録の手続きをする必要があります。

違反 ⇨ ×30万円以下の罰金（登録票を返納しなかった場合）
×1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
（偽りその他不正の手段により変更登録を受けた場合）

- 登録票に記載された区分内の主な特徴（例：重さ）に変更を生じた場合、書換交付の手続きをすることができます。

違反 ⇨ ×1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
（偽りその他不正の手段により書換交付を受けた場合）

【お問い合わせ先】： 環境省 自然環境局 野生生物課 （代表：03-3581-3351）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（譲渡し等の禁止の適用除外） 第五条　法第十二条第一項第六号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　第三十七条第一項第一号ロの規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合 五　（略） 六　次に掲げる行為に伴って譲渡し等をする場合 イ～チ　（略） 七　（略） 2　法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。 一　大学における教育又は学術研究のために譲渡し等をする場合 二　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第四章の規定による業務に伴って譲渡し等をする場合 三　文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により	（譲渡し等の禁止の適用除外） 第五条　法第十二条第一項第六号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　第三十七条第一項第一号ロの規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの（国の機関又は地方公共団体が譲受け又は引取りをする場合にあっては環境大臣に通知したもの）に限る。） 五　（略） 六　次に掲げる行為に伴って譲渡し等をする場合 イ～チ　（略） リ　非常災害に対する必要な応急措置としての行為 七　（略） 2　法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。 一　大学における教育又は学術研究のために譲渡し等をする場合（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの（公立の大学が譲受け又は引取りをする場合にあっては環境大臣に通知したもの）に限る。） 二　文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により

認定された物件の保存のための行為に伴って譲渡し等をする場合

四　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの（第三項において「博物館相当施設」という。）が、当該施設における繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合

五　（略）

六　非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合

七～十　（略）

3　第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

（個体等の登録の申請等）

認定された物件の保存のための行為に伴って譲渡し等をする場合（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たものに限る。）

三　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの（以下この号において「博物館相当施設」という。）が、当該施設における繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの（公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては環境大臣に通知したもの）に限る。）

四　（略）

五～八　（略）

（個体等の登録の申請等）

第十一条　法第二十条第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）に提出して行うものとする。

一　申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二　登録をしようとする個体等に係る次に掲げる事項

イ　種名

ロ　生きている個体、卵、はく製その他の標本、個体の器官、個体の器官の加工品又はその他の個体等の区分（個体の器官又はその加工品にあってはその区分及び名称）

ハ　主な特徴

第十一条　法第二十条第二項の申請書には、登録をしようとする個体等の写真のほか、次の各号に掲げる個体等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付し難い場合にあっては、これに代えて、当該個体等が当該区分に該当することを証する書類を添付することができる。

一　令第四条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等　当該個体を繁殖させた場所及び経緯を記載した書類並びに次のイからニまでに掲げる個体の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める書類

イ　（略）

ロ　その親が法第二十条第一項の規定により登録を受けた個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る法第二十条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により交付、書換交付又は再交付を受けた登録票の写し

ハ・ニ　（略）

二～四　（略）

2　環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）は、法第二十条第二項の規定により登録の申請をした者に対し、同項の申請書及び前項の書類のほか、同条第一項に規定する登録要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　法第二十条第二項第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録をしようとする個体等に係る次に掲げる事項

イ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

ロ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

ハ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別

ニ　所在地

三　登録の対象となる要件

四　個体等の管理者が所有者と異なる場合にあっては、当該個体等の管理者の住所及び氏名

2　前項の申請書には、登録をしようとする個体等の写真のほか、次の各号に掲げる個体等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付し難い場合にあっては、これに代えて、当該個体等が当該区分に該当することを証する書類を添付することができる。

一　令第四条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等　当該個体を繁殖させた場所及び経緯を記載した書類並びに次のイからニまでに掲げる個体の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める書類

イ　（略）

ロ　その親が法第二十条第一項の規定により登録を受けた個体又はその個体から生じた器官等　当該親に係る法第二十条第三項又は第四項の規定により交付又は再交付を受けた登録票の写し

ハ・ニ　（略）

二～四　（略）

ニ　主な特徴
ホ　所在地
二　登録の対象となる要件
三　個体等の管理者が所有者と異なる場合にあっては、当該個体等の管理者の氏名及び住所

4　法第二十条第四項の環境省令で定める様式は、様式第四のとおりとする。

5　法第二十条第四項第三号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別
二　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別
三　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

6　法第二十条第五項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。
一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
イ　登録記号番号
ロ　変更後の個体の器官、個体の加工品又は個体の器官の加工品の区分
ハ　変更後に個体の加工品である場合にあっては、変更後のはく製又はその他の個体の加工品の別
ニ　変更後に個体の器官又は個体の器官の加工品である場合にあっては、変更後のその名称
ホ　主な特徴

3　法第二十条第三項の登録票の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。
一　個体又はその加工品　様式第四
二　個体の器官又はその加工品　様式第四の二

7 法第二十条第七項の規定による書換交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該書換交付を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ 登録記号番号

ロ 登録票の書換の内容

ハ 登録票の書換を必要とする理由

8 法第二十条第八項（法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該再交付を受けようとする個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該再交付に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該再交付に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

ニ 個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別

ホ 個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

三・四 （略）

9 法第二十条第二項及び前三項の規定による申請書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記

4 法第二十条第四項（法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該再交付に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該再交付に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 生きている個体、卵、はく製その他の標本、個体の器官、個体の器官の加工品又はその他の個体等の区分（個体の器官又はその加工品にあってはその区分及び名称）

三・四 （略）

載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。

（氏名等の変更の届出）

第十一条の二　法第二十条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　変更が生じた事項に係る次に掲げる事項

イ　変更後の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

ロ　変更が生じた年月日

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ　登録記号番号

ロ　種名

ハ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

ニ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別

ホ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

2　前項の規定による届出書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係業務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（広告の表示事項）

第十一条の三　法第二十一条第二項の環境省令で定める事項は、登録記号番号とする。

（フレキシブルディスクによる手続）

第十一条の二　前条第一項の規定による申請書の提出については、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第四の三のフレキシブルディスク提出書を提出することにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第十一条の三　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本工業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第十一条の四　第十一条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二五

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五

三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一

2　第十一条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八による図形文字並びに日本工業規格X〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十一条の五　第十一条の二のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

二　申請年月日

（登録個体等の譲受け等の届出）

第十二条　法第二十一条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に）、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

（登録個体等の譲受け等の届出）

第十二条　法第二十一条第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に）、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）
二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
イ・ロ　（略）
ハ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別
ニ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別
ホ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称
三・四　（略）
2　第十一条第九項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。

（登録関係事務の実施の方法等）
第十四条　法第二十四条第二項の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一　登録の申請に係る個体等の種を確認すること。
二・三　（略）
2～4　（略）

（国等に関する協議の適用除外等）
第三十七条　法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。
一　国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの
イ　（略）
ロ　傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合

一　（略）
二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
イ・ロ　（略）
ハ　生きている個体、卵、はく製その他の標本、個体の器官、個体の器官の加工品又はその他の個体等の区分（個体の器官又はその加工品にあってはその区分及び名称）
三・四　（略）

（フレキシブルディスクによる手続等）
第十二条の二　第十一条の二から第十一条の五までの規定は、前条の規定による届出書の提出について準用する。この場合において、第十一条の二中「様式第四の三」とあるのは、「様式第四の四」と読み替えるものとする。

（登録関係事務の実施の方法等）
第十四条　法第二十四条第二項の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一　登録の申請に係る個体等の種を同定すること。
二・三　（略）
2～4　（略）

（国等に関する協議の適用除外等）
第三十七条　法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。
一　国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの
イ　（略）
ロ　傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合（捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知

ハ～ヘ　（略）	
二・三　（略）	
2　（略）	
3　第一項第一号ロに規定する捕獲等をした者は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。	
様式第一	様式第一
様式第二	様式第二
様式第三	様式第三
様式第四	様式第四
	様式第四の二
	様式第四の三
	様式第四の四
様式第五	様式第五
様式第六	様式第六
様式第七	様式第七
様式第八	様式第八

	したものに限る。）
	ハ～ヘ　（略）
	二・三　（略）
	2　（略）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令

案新旧対照条文

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令（平成五年総理府・通商産業省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別記様式	別記様式

別記様式（第６条関係）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
第19条第２項の規定による身分証明書

写真

官職及び氏名
生年月日
年　月　日　発行
環境大臣　　印

（裏）

新

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1)　環境大臣　第10条第１項若しくは第13条第１項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列若しくは広告をしている者

(2)　環境大臣及び経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

(3)　経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)　略

(2)　第19条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3)～(11)　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

別記様式（第６条関係）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
第19条第２項の規定による身分証明書

写真

官職及び氏名
生年月日
年　月　日　発行
環境大臣　　印

（裏）

旧

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入若しくは陳列に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1)　環境大臣　第10条第１項若しくは第13条第１項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者

(2)　環境大臣及び経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

(3)　経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)　略

(2)　第19条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3)～(11)　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成七年総理府・通商産業省令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（光ディスクによる手続） 第十一条　前条第一項の規定による申請書の提出については、環境大臣及び経済産業大臣（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） 第十一条　前条第一項の規定による申請書の提出については、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第三のフレキシブルディスク提出書を提出することにより行うことができる。
（フレキシブルディスクの構造） 第十二条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本工業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ	
（フレキシブルディスクへの記録方式） 第十三条　第十一条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五 三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一 2　第十一条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八による図形文字並びに日本工	

業規格X〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十四条　第十一条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

二　申請年月日

第十五条～第二十条　（略）

（法第三十三条の十五において準用する第二十七条第二項の様式）

第二十一条　法第三十三条の十五において準用する第二十七条第二項の様式は、様式第四のとおりとする。

様式第３（第11条関係）　（略）

様式第４（第21条関係）　（略）

第十二条～第十七条　（略）

（法第三十三条の十五において準用する第二十七条第二項の様式）

第十八条　法第三十三条の十五において準用する第二十七条第二項の様式は、様式第三のとおりとする。

様式第３（第18条関係）　（略）

様式第３（第10条関係）

新

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
第19条第２項の規定による身分証明書

写真

官職及び氏名
生年月日
年　月　日　発行
環境大臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1)　環境大臣　第10条第１項若しくは第13条第１項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列若しくは広告をしている者

(2)　環境大臣及び経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

(3)　経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)　略

(2)　第19条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3)～(11)　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第３（第10条関係）

旧

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
第19条第２項の規定による身分証明書

写真

官職及び氏名
生年月日
年　月　日　発行
環境大臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入若しくは陳列に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1)　環境大臣　第10条第１項若しくは第13条第１項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者

(2)　環境大臣及び経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

(3)　経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)　略

(2)　第19条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3)～(11)　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。